

(写)

(別紙2)

総財調第20号

平成25年8月8日

関係各大臣 殿

総務大臣 新藤義孝

平成26年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であります。

先般、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）等を踏まえ、財政健全化のため、国・地方双方で徹底した取組が求められていますが、その際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むことが重要であります。

また、地方分権改革については、個性を活かし自立した地方をつくるため、地方分権改革推進委員会の勧告を基礎に、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への事務・権限の移譲等を引き続き着実に進める必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成26年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、貴府省に対し特に要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第21号
平成25年8月8日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 坂本哲志

平成26年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成26年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第22号
平成25年8月8日

財務副大臣 殿

総務副大臣 坂本 哲志

平成26年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成26年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第23号
平成25年8月8日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

平成26年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成26年度予算の概算要求の準備を進めているところではありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところがあります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 東日本大震災の復旧・復興の推進	1
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等	1
2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等	1
3 国庫補助負担金の整理合理化	1
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等	2
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化	2
3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 府	1 災害対策の見直し	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等	3
	3 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置	3
警 察 庁	警察行政経費に係る国庫支弁の改善	3
文部科学省	1 教職員数の増加を伴う施策の抑制	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等	3
	3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消	4
	4 高校無償化制度の見直し	4
	5 学校給食施設整備事業に係る補助基準面積の改善	4
厚生労働省	1 社会保障制度改革関連	4
	(1) 子ども・子育て支援に係る財政措置等	4
	(2) 介護保険制度の安定的な運営の推進	4
	(3) 国民健康保険制度の持続可能性の確保等	5
	(4) 特定疾患治療研究事業等に係る法整備及び財政措置	5
	2 各種基金に関する財政措置	
	(1) 地域医療再生基金に関する財政措置	5
	(2) 安心子ども基金に関する財政措置	5

省庁名	項 目	頁
	(3) 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）に関する財政措置……………	6
	(4) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に関する財政措置……………	6
	(5) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に関する財政措置……………	6
	3 生活保護制度の見直し等……………	6
	4 予防接種制度の見直し……………	6
	5 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消……………	6
	6 障害者自立支援給付に係る超過負担の解消……………	7
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	7
	(1) 直轄事業の範囲の見直し……………	7
	(2) 直轄事業負担金制度の見直し……………	7
	(3) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	7
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	7
林 野 庁	林業公社の抜本的な経営対策……………	7
資源エネルギー庁	1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	8
	2 地球温暖化対策の推進……………	8
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	8
	(1) 直轄事業の範囲の見直し……………	8
	(2) 直轄事業負担金制度の見直し……………	8
	(3) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	8
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	8
環 境 省	地球温暖化対策の推進……………	9

【共通事項】

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

I 東日本大震災の復旧・復興の推進

東日本大震災からの復旧・復興支援に当たっては、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、それぞれの地方公共団体の復旧・復興計画に基づいた事業が早期かつ円滑に推進できるよう、所要の予算措置等を講じるほか、必要に応じ、制度の見直しを行うとともに、国庫補助負担金等の交付の早期化や、事務処理体制の状況を踏まえた申請手続の一本化、提出書類の簡素化等による事務負担の軽減を図られたいこと。

また、原子力災害からの復旧・復興に要する経費については、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年法律第 147 号）の趣旨や国がこれまで原子力政策を推進してきたことに鑑み、極力地方に負担が生じることのないようにすること。

さらに、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力事業者から地方公共団体への賠償については、早期に支払が行われるよう適切に対応されたいこと。

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、国から地方への事務・権限の移譲など国と地方の役割分担の見直しや、更なる義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減、教育委員会や農業委員会に係る必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等

組織・機構の簡素合理化など地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化

国庫補助負担金については、「経済財政運営と改革の基本方針」で今後の地方分権改革の基礎とされている地方分権改革推進委員会の勧告において、「国庫補助負担金に関し、基本的には、既に目的を達成し、あるいは社会経済情勢の変化に伴って存在意義の薄れた事務事業に対するものについては即刻廃止すべきであり、また、事務事業の内容等を勘案し、地方自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助に係るものについては、原則としてこれを廃止し、一般財源である地方税や地方交付税による財源措置に替えていくべきものとする」（第 4 次勧告、平成 21 年 11 月 9 日）とされていること等を踏まえ、整理合理化を行い、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

Ⅲ 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政の負担を求めることのないようにされたいこと。特に、「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」（平成23年11月29日閣議決定）を遵守し、寄附金等の形による地方への負担の転嫁、寄附金等を支出しない場合の不利益な取扱い、第三者を通じた寄附金等の要求及びその他地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為等を厳に行われたいことされるとともに関係各機関にもこの旨要請されたいこと。

3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、経営健全化の取組が求められている。

このことを踏まえ、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、林業公社をはじめとする国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組に対しては、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

【個別事項】

(内閣府)

1 災害対策の見直し

首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の今後想定される巨大地震やそれに伴う津波等の大規模な災害への対策には多額の事業費が見込まれることから、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、地方公共団体が実施する防災・減災対策について、国において所要の財源を確保されたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、市町村のあっせん・利用調整の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、引き続き、地方と十分に協議を行なわれたいこと。

特に、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

さらに、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て支援新制度に移行すること。

3 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置

国の交付金による地域自殺対策緊急強化基金は、平成 25 年度末に設置期限を迎えるが、国は、自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）により、平成 28 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数を平成 17 年対比で 20%以上減少させるという目標を設定しており、地方においても自殺対策の更なる推進が必要であることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

(警察庁)

警察行政経費に係る国庫支弁の改善

警察行政費のうち、警察用車両の購入費等は、「警察法」（昭和 29 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項の規定に基づきその全額を国庫が支弁することとされているが、捜査用車両等において都道府県費による車両整備も行われているのが実態である。

都道府県の実態に即し必要かつ十分な額を確保し、地方負担を生じさせないようにされたいこと。

(文部科学省)

1 教職員数の増加を伴う施策の抑制

教職員数の増加を伴う施策については、国・地方を通じた厳しい財政状況、「経済財政運営と改革の基本方針」等を踏まえ、厳に抑制されたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、市町村のあっせん・利用調整の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、引き続き、地方と十分に協議を行なわれたいこと。

特に、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

さらに、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て支援新制

度に移行すること。

3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消

幼稚園就園奨励事業及び特別支援教育就学奨励事業については、超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているので、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

特に、幼稚園就園奨励事業については、子ども・子育て関連法に基づく新制度移行時までには超過負担を確実に解消することとなっており、補助事業の拡充を行う場合には、その前に超過負担を解消されたいこと。

4 高校無償化制度の見直し

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）附則第 2 項に基づく見直しの検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、現行制度導入時の経緯等に鑑み、地方公共団体の財政負担が増加することのないよう配慮されたいこと。

5 学校給食施設整備事業に係る補助基準面積の改善

学校給食施設整備事業については、補助基準面積と実施面積との間で大幅な乖離が生じていることから、学校給食衛生管理基準等に対応した補助基準面積を設定の上、所要の国費を確保されたいこと。

（厚生労働省）

1 社会保障制度改革関連

「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年法律第 64 号）に基づき、社会保障制度改革国民会議の審議結果等を踏まえて講じられる社会保障制度改革に関する法制上の措置を、医療等の各制度において具体化する際には、年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障の多くを地方公共団体が担っていることから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(1) 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、市町村のあっせん・利用調整の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、引き続き、地方と十分に協議を行なわれたいこと。

特に、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

さらに、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て支援新制度に移行すること。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直すとともに、特に乳幼児医療費の自己負担のあり方については、高齢者医療費の自己負担とのバランスを踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

(2) 介護保険制度の安定的な運営の推進

第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、「社

会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において実施することとされている65歳以上の加入者の保険料(1号保険料)の低所得者保険料軽減強化等の実現を含め、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

また、介護保険制度を通じた介護予防の充実による給付費の抑制のため、介護予防事業について事業量の制限を撤廃されたいこと。

(3) 国民健康保険制度の持続可能性の確保等

社会保障制度改革における国民健康保険制度の見直しについては、財政的な構造問題を解決することとした上で、保険者を都道府県単位とされたいこと。

高額医療費共同事業の国庫負担額の一部や非自発的失業者の保険料軽減制度の減収補填に、国の財政調整交付金の一部が充当されているが、これらの措置に必要な国費は、本来、当該措置を目的とした国庫負担金により賄うべきものであることから、当該措置に必要な国費は、国の財政調整交付金とは別枠で確保すること。

また、診療報酬の改定に当たっては、公立病院の厳しい経営状況を踏まえ、公立病院が担う不採算医療等に係る費用の評価について、配慮されたいこと。

(4) 特定疾患治療研究事業等に係る法整備及び財政措置

特定疾患治療研究事業については、「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」(平成25年1月27日三大臣合意)において、「平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること」とされていることを踏まえ、必要な法整備や、所要の国費の確保を行うことにより、超過負担を平成26年度において完全解消すること。

また、法整備に向けた検討に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、国において、その内容について、難病患者とその家族をはじめとする関係者の理解を得るよう努められたいこと。

さらに、小児慢性特定疾患治療研究事業については、公平で安定的な医療費助成の仕組みの構築等に向けた見直しが行われているが、その見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、国において、その内容について、慢性疾患を抱える子どもの保護者をはじめとする関係者の理解を得るよう努められたいこと。

2 各種基金に関する財政措置

(1) 地域医療再生基金に関する財政措置

国の交付金による地域医療再生基金は、原則として平成25年度末までに実施している地域医療の再生に資する事業を基金の活用対象としている。当該基金を活用した事業には、医師の地域偏在や診療科間の偏在を是正するための医師確保対策といった継続的な取組が必要なものがあるため、このような取組が必要な事業については、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

(2) 安心子ども基金に関する財政措置

国の交付金による安心子ども基金を活用して実施されている各種事業について、子ども・子育て支援新制度への移行に支障を来さないよう、保育所等の整備、待機児童解消のための保育士確保、保育サービス等の充実に対する所要の国費を確保するとともに、子ども・子育て支援新制度へ直接移行しないひとり親家庭等への支援や社会的養護の推進等の事業が継続して実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

(3) 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）に関する財政措置

国の交付金による緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）は、平成 25 年度末に設置期限を迎えるが、当該基金を活用することにより推進している事業については、近年、急増している生活保護受給者等に対して地方が実施している就労・自立支援等に関するものであることから、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

(4) 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に関する財政措置

国の交付金による社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は、平成 25 年度末に設置期限を迎えるが、平成 25 年度末の耐震化整備施設数が基金創設時に予定していた整備見込施設数を大幅に下回る見込みであることに加え、平成 25 年 2 月より本基金の対象となった小規模な社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備の整備を推進する必要があることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

(5) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金等に関する財政措置

国の交付金による介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び介護職員処遇改善等臨時特例基金は、平成 25 年度末に設置期限を迎えるが、今後も高齢化の進展により介護サービスの利用者数が増加し、公的介護施設等の計画的な整備が必要となる見込みであることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

さらに、介護基盤緊急整備等臨時特例基金については、小規模な高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備の整備を推進する必要性にも配慮されたいこと。

3 生活保護制度の見直し等

「社会保障制度改革推進法」において、生活困窮者対策や生活保護制度の見直しに総合的に取り組むこととされていることを踏まえ、失業者等が直ちに生活保護に至らないようにするための雇用・生活・住居に関する支援策を含む効果的な第 2 のセーフティネットの構築等や、生活保護からの脱却のための就労・自立支援の充実、医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底、関係機関との連携強化等の生活保護制度の見直しについて、速やかに、法改正に取り組まされたいこと。

4 予防接種制度の見直し

「予防接種法」（昭和 23 年法律第 68 号）の対象となる疾病・ワクチンのあり方、接種費用の負担のあり方等の予防接種制度の見直しに際しては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、新たな予防接種を導入する場合は、制度が定着するまでの間、国費による財政措置を講じるなど、国民の接種機会の確保や地方の事業実施に要する財源確保のために必要な措置を講じること。

5 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消

国民年金等事務取扱交付金については、大幅な超過負担が生じていることから、関係府省で実施する当該交付金の対象事務に関する実態調査の結果を踏まえて補助基準額を設定した上で、所要の国費を確保し、超過負担を完全解消すべきであり、そのための格段の努力を払われたいこと。

6 障害者自立支援給付に係る超過負担の解消

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護の対象者については、「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）に基づく訪問介護が優先して適用される。また当該訪問介護によって必要なサービスを賄うことができない場合、当該賄うことができないサービスについては、障害者総合支援法に基づく居宅介護の対象となり得るとされている。この場合、障害者総合支援法に基づく居宅介護に係る経費については、国庫負担の対象外とされているが、地方に超過負担が生じている実態を踏まえ、当該経費についても国庫負担の対象とすること。

（農林水産省）

1 直轄事業の見直し（同旨国土交通省）

(1) 直轄事業の範囲の見直し

直轄事業の範囲については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）において、「国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになる」とされていること等を踏まえ、その見直しに取り組まれないこと。

(2) 直轄事業負担金制度の見直し

直轄事業負担金制度については、「国直轄事業負担金に関する意見」において、「国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべき」とされていること等を踏まえ、その見直しに取り組まれないこと。

(3) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト削減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

（林野庁）

林業公社の抜本的な経営対策

林業公社の経営対策については、平成 25 年度より、不採算分収林の区分と契約解除等に向けた取組を支援する「分収林契約適正化事業」が実施され、契約解除に伴う義務的繰上償還（補償金なし）の実現につながるが見込まれるなど、一定の取組が進められているところであるが、着実な債務返済が図られるよう、

その一層効率的かつ効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続きその実現に向け努力されたいこと。

（資源エネルギー庁）

1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善

電源立地地域対策交付金の充当制限が撤廃されたことを踏まえ、石油貯蔵施設立地対策等交付金についても、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう、国庫補助負担事業への充当制限の撤廃及び対象の拡大を早期に実現されたいこと。

2 地球温暖化対策の推進（同旨環境省）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うこと。

（国土交通省）

1 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

(1) 直轄事業の範囲の見直し

直轄事業の範囲については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）において、「国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになる」とされていること等を踏まえ、その見直しに取り組まされたいこと。

(2) 直轄事業負担金制度の見直し

直轄事業負担金制度については、「国直轄事業負担金に関する意見」において、「国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべき」とされていること等を踏まえ、その見直しに取り組まされたいこと。

(3) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(環境省)

地球温暖化対策の推進（同旨資源エネルギー庁）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うこと。